

令和2年4月14日

保護者 様

上里町教育委員会

児童の受け入れ体制の見直しについて

保護者の皆様におかれましては、日頃から上里町の教育にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、埼玉県緊急事態措置が実施されたところですが、本町でも新型コロナウイルス感染リスクを最小限にするため下記の通り対応をいたします。児童の健康・安全を第一に考え、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1 各学校で実施している児童預かりは、制限いたします。

保護者が、医療従事者等で仕事を休むことができず、監護する者がいない小学校1～4年生の児童及び特別支援学級の児童の場合に限り学校での預かりを行います。

※医療従事者等とは、医療従事者に限るものではなく、仕事を休めない場合は学校へ相談してください。

- 2 預かりの対象期間

令和2年4月20日(月)～5月6日(水)までの学校がある日

- 3 見直しの理由

埼玉県における緊急事態措置(第2弾)の追加実施(令和2年4月10日付け)を受け、小学校においても感染予防の視点から預かりの対象を見直しさせていただきました。